

綾瀬市公正契約調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市公正契約調査委員会の設置、組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 入札談合に関する情報に対し、迅速かつ的確な対応を行うため、綾瀬市公正契約調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札談合に関する情報の対応策の検討に関すること。
- (2) 前号に規定するもののほか、入札談合に関すること。

(組織)

第4条 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 経営企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 都市部長
- (5) 土木部長
- (6) 教育部長

(委員長等)

第5条 調査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催できない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。

3 委員長は、調査委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、契約主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が、調査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。